

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆様へ

利子補給制度の補助対象要件緩和について

宇和島市では、中小企業者の健全な育成と振興を図るため各種融資制度に対して利子補給を実施しています。

今回、新型コロナウイルスにより様々な影響を受けている中小企業者の経営基盤を下支えするため、一定期間、利子補給制度の補助対象要件を一部緩和します。

1 利子補給制度

利子補給制度名	対象融資名	内容	備考
宇和島市中小企業振興 資金融資制度補助金	(宇和島市) 中小企業振興資金	(利子補給期間) 運転資金：5年 設備資金：5年 (補助率) 信用保証料及び貸付利子を あわせて1.85%以内	令和2年4月1日から 令和3年3月31日の 間に借り入れたもの については補助率の引き 上げがあります
宇和島市小規模事業者 経営改善資金(マル 経)利子補給金	(日本政策金融公庫) 小規模事業者経営改善資 金(マル経)	(利子補給期間) 運転資金：3年 設備資金：5年 (補助率) 貸付利子の2分の1以内	
平成30年7月豪雨災 害に係る宇和島市被災 中小企業者復旧資金利 子補給金	(愛媛県) ・災害関連対策資金 (日本政策金融公庫) ・災害復旧貸付 ・平成30年7月豪雨特 別貸付 ・西日本豪雨災害マル経 (商工組合中央金庫) ・災害復旧資金	(利子補給期間) 運転資金：7年 設備資金：10年 (補助率) 貸付利子の1.36%以内	平成30年7月5日か ら令和2年3月31日 までに借り入れたもの に限る

2 補助対象要件の緩和

上記3つの利子補給制度について、補助対象要件を一部緩和します。

通常	令和2年3月2日から令和3年3月31日
借入当初の返済条件を変更した場合は、補助金を交付しない。	上記期間に、借入当初の返済条件を変更した場合は、補助金を交付する。

【問い合わせ先】

宇和島市役所商工観光課 商工係

電話 0895-49-7080

FAX 0895-25-4907

メール shoko2@city.uwajima.lg.jp